

報告第6号

専決処分事項の報告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により、次のとおり報告する。

令和2年8月31日提出

新城市長 穂積亮次

専決第8号

和解及び損害賠償の額の決定

新城市長の専決事項の指定（平成17年11月24日議決）第1号及び第2号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和2年7月27日専決

新城市長 穂積亮次

1 賠償する相手方

[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]

京都府京都市中京区御池通堺町丸木材木町670番地の1
吉岡御池ビル6階
株式会社アートバンク
代表取締役 來田 淳

2 事案の概要

市が発行する冊子及び市ウェブサイトにて、相手方の共同著作物であるイラストを相手方の許諾を得ずに使用し、著作権を侵害した。

3 損害賠償額

842,400円

報告第7号

専決処分事項の報告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により、次のとおり報告する。

令和2年8月31日提出

新城市長 穂積亮次

専決第9号

工事請負契約の変更

新城市長の専決事項の指定（平成17年11月24日議決）第3号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和2年8月12日専決

新城市長 穂積亮次

1	工 事 名	東郷中学校屋内運動場改築工事
2	工 事 場 所	新城市竹広字宮川162番地2
3	変更前請負契約金額	654,500,000円
4	変更後請負契約金額	657,424,900円
5	今回変更による増額	2,924,900円
6	契約の相手方	新城市城北一丁目1番地5 松井建拓株式会社 代表取締役社長 加藤栄志

報告第8号

専決処分事項の報告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により、次のとおり報告する。

令和2年8月31日提出

新城市長 穂積亮次

専決第10号

工事請負契約の変更

新城市長の専決事項の指定（平成17年11月24日議決）第3号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和2年8月20日専決

新城市長 穂積亮次

1	工 事 名	桜淵公園再整備豊川右岸側整備工事
2	工 事 場 所	新城市字桜淵地内
3	変更前請負契約金額	198,000,000円
4	変更後請負契約金額	205,205,000円
5	今回変更による増額	7,205,000円
6	契約の相手方	新城市城北一丁目1番地5 松井建拓株式会社 代表取締役社長 加藤栄志

報告第9号

令和元年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和2年8月31日提出

新城市長 穂積亮次

別紙

令和元年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告

令和元年度健全化判断比率

標準財政規模 (千円)	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
14,316,782	—	—	6.0	50.7

(参考)

区分	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
早期健全化基準	12.83	17.83	25.00	350.00
財政再生基準	20.00	30.00	35.00	

令和元年度資金不足比率

会計名	宅地造成事業 特別会計	病院事業会計	水道事業会計	工業用水道 事業会計	下水道事業会計
資金不足比率	—	—	—	—	—

報告第10号

新城市土地開発基金運用状況

地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第5項の規定により、令和元年度新城市土地開発基金運用状況を説明する書類を別冊のとおり提出する。

令和2年8月31日提出

新城市長 穂積亮次

報告第11号

公益財団法人農林業公社しんしろの経営状況

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、令和元年度公益財団法人農林業公社しんしろの経営状況を説明する書類を別冊のとおり提出する。

令和2年8月31日提出

新城市長 穂積亮次

報告第12号

有限会社つくで手作り村の経営状況

新城市法人の設立及び出資等に関する条例（平成17年新城市条例第227号）第17条の規定により、令和元年度有限会社つくで手作り村の経営状況を説明する書類を別冊のとおり提出する。

令和2年8月31日提出

新城市長 穂積亮次

報告第13号

新城市土地開発公社の経営状況

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、令和元年度新城市土地開発公社の経営状況を説明する書類を別冊のとおり提出する。

令和2年8月31日提出

新城市長 穂積亮次

報告第14号

令和元年度新城市一般会計予算の継続費に係る精算報告書

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第2項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和2年8月31日提出

新城市長 穂積亮次

継 続 費 精 算 報 告 書

款	項	事業名	年度	全 体 計 画					実 績					比 較					
				年割額	左 の 財 源 内 訳				支出済額	左 の 財 源 内 訳				年割額と 支出済額 の差	左 の 財 源 内 訳				
					特 定 財 源			一般財源		特 定 財 源			一般財源		特 定 財 源			一般財源	
					国・県 支出金	地方債	その他			国・県 支出金	地方債	その他			国・県 支出金	地方債	その他		
03 民生費	01 社会福祉費	福祉円卓会議 運営事業	30	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			元	1,251,000	0	0	0	1,251,000	1,188,000	0	0	0	1,188,000	63,000	0	0	0	63,000	
			計	1,251,000	0	0	0	1,251,000	1,188,000	0	0	0	1,188,000	63,000	0	0	0	63,000	
04 衛生費	01 保健衛生費	エコガバナンス 推進事業	30	3,996,000	0	0	0	3,996,000	1,836,000	0	0	0	1,836,000	2,160,000	0	0	0	2,160,000	
			元	3,996,000	0	0	0	3,996,000	5,390,280	0	0	0	5,390,280	△ 1,394,280	0	0	0	△ 1,394,280	
			計	7,992,000	0	0	0	7,992,000	7,226,280	0	0	0	7,226,280	765,720	0	0	0	765,720	
08 土木費	01 都市計画費	都市計画 マスタープラン 策定事業	30	17,986,000	0	0	0	17,986,000	14,182,560	0	0	0	14,182,560	3,803,440	0	0	0	3,803,440	
			元	14,243,000	0	0	0	14,243,000	17,941,440	0	0	0	17,941,440	△ 3,698,440	0	0	0	△ 3,698,440	
			計	32,229,000	0	0	0	32,229,000	32,124,000	0	0	0	32,124,000	105,000	0	0	0	105,000	

報告第15号

令和元年度新城市水道事業会計予算の継続費に係る精算報告書

地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第18条の2第2項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和2年8月31日提出

新城市長 穂積亮次

令和元年度新城市水道事業会計継続費精算報告書

款	項	事業名	全体計画		実 績		比 較			
			年度	年割額	左の財源内訳	支払義務発生額	左の財源内訳	年割額と支払義務発生額の差	左の財源内訳	
					損益勘定留保資金		損益勘定留保資金		損益勘定留保資金	
1 水道事業 資本的支出	1 建設改良費	水道設備台帳 システム構築事業	30	円 0	円 0	円 -	円 -	円	円	
			元	50,000,000	50,000,000	45,360,000	45,360,000	4,640,000	4,640,000	
			計	50,000,000	50,000,000	45,360,000	45,360,000	4,640,000	4,640,000	